

市民参加実施予定シート

担当課： 建築住宅課

予定
令和6年4月1日時点

（１）市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市手数料条例の一部を改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・受益者負担の観点から手数料を公平に徴収することができる ・改正法に基づいた認定及び許可の申請が行える <デメリット> ・特になし		
正式名称	流山市手数料条例の一部を改正				
概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、新たな認定制度の審査に係る手数料を追加するほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名を改めるため、流山市手数料条例の改正を行うもの。		上位計画 の有無	無（流山市独自）	

（２）市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）			市民参加の手續を実施しないもの （第5条第2項の規定）		
☐	（１）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		☒	（１）軽易なもの	
☒	（２）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		☐	（２）緊急に行わなければならないもの	
☐	（３）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		☐	（３）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
☐	（４）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由		
☐	（５）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		今回の条例改正は、類似の既存認定申請手数料の追加、又は法令の題名変更の整理にとどまり、市民参加条例第5条第2項第1号の軽易なものに該当するため、市民参加手續は行わない。		
☐	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合				

（３）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数 実施						

（４）市民参加のスケジュール（予定）

令和○年度		令和○年度												令和○年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

（５）当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由